

別紙

下記のとおり、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の下記１．の内容については、下記２．の「対応する保険業法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

１．中小企業等協同組合法施行規則において定めようとする内容		２．対応する保険業法施行規則案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３７条の３第１項	第 234 条の 6、第 234 条の 21
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３７条の３第１項但し書	第 234 条の 22
③準用金融商品取引法第３７条の３第２項に定める説明義務の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３７条の３第２項	第 234 条の 24 の 2
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３７条の４	第 234 条の 24 の 3
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３７条の４但し書	第 234 条の 26
⑦禁止行為に関する事項	中小企業等協同組合法第９条の７の５第２項において準用する金融商品取引法第３８条第９号	第 234 条の 27

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。